

# 請 願 に つ い て

「請願」という制度を知っていますか。

請願は、住民の要望を議会を通して行政（町、道、国）に伝える方法で、町政、道政、国政に関わること全てが対象です。

請願を議会に提出するためには、紹介議員が必要です。提出された請願は、定例会で常任委員会と本会議で審査され、その内容が認められれば採択、認められなければ不採択とされます。

請願の記入例は次のとおりですが、様式はA4版横書きでお願いします。

(表 紙)

(本 文)

<p>〇〇〇〇〇に関する請願書</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>請願者（代表） 住所〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名〇 〇 〇 〇 印</p> <p>紹介議員〇 〇 〇 〇 印 (議員（1人以上）の署名または記名押印)</p> <p>下川町議会議長 様</p>	<p>要 旨</p>     <p>理 由</p>
---	--

※ 必要に応じ、参考資料、図面等を添付してください。道路、河川など場所に関する  
ことについては、添付をお願いします。

**Q 1** 請願が採択されたら、私たちの要望は実現するの？

**A 1** 「請願採択」は、「その内容に議会も賛成です」という意味で、「やりますよ」という約束ではありません。しかし、議会はその実現に向けて、行政に働きかけるなど最善の努力をします。

**Q 2** 紹介議員はなぜ必要なの？

**A 2** 紹介議員は、請願の内容が適正で必要性が高いことを証明し、審査のとき請願者に代わって説明する大切な役割があります。出来れば2人以上の紹介議員がいることが望ましいとされています。

**Q 3** 請願は誰でも出来るの？

**A 3** 請願は、憲法で保障された国民の権利です。個人、団体、法人、また未成年者でも提出することができます。

## 陳 情 に つ い て

「陳情」は、「請願」と同じく住民の要望を議会を通して行政に伝える方法ですが、違うところは、紹介議員の記入の必要はありません。

記入方法は、原則、請願書の記載例と同様に記入しますが、「請願」のところを「陳情」に読み替えて記入します。

この陳情に類するものに、嘆願書、要望書、決議書、意見書、要請書、お願いなどがあります。